

第十一章 福生町教育史資料

この資料の大半は、福生役場の倉庫の中に山積する書類の中から、たまたま郷土誌編集委員の手によって発見された貴重な七十年前の当町の教育の概要である。町制二十周年に当り想いを明治の先輩に馳せ感無量なるものを覚え上梓しようと考えたのである。

福生町発展の基底に地味ながら黙々と尽粋された教育の概要を知ることが福生町民の常識でもあろうし、この際上梓することなかりせば町民の大多数から明治の教育は暗黙裡に抹殺されていくであらう。

「温故知新」明日への教育の一助になれば幸いである。

先ず明治年間の福生一小の先生方の姓名を挙げると、左の通りである。

(括弧内は、三年以上勤務された方の勤続年月数)

○ 明治時代の先生名 (敬称略)

南郷吉彦	井上令照	香川颯朗	木下達朗	花見 某	松本聖珠	牧竜五郎	市川彦四郎	尾形
倉士	中条為之助	杉山慶助	田村まさ	宮本豊樹 ^(六)	木村久三郎	岩本ユウ	坂本右市	朱通丑五
郎	上野観三	竹花智良	園部三千太郎	八田磯之助	岩村盛彰 ^(六・三)	井上令照 ^(七・三)	大賀志津へ ^(三)	矢ヶ崎
正治	肥沼儀三郎	細谷吉五郎	吉野作蔵 ^(五・九)	首藤フジ	小林フミ	松村益行	田口満之助	伊東豊
吉	八巻有子	小山文太郎	岩村美哉 ^(五)	前西タミ	坂本隆次郎	稲葉良仁	並木与一 ^(五・三)	立川要作
圭田弥一	田口満之助 ^(三・五)	細淵酒造十郎	塩野武一	榊 健太				

○ 特に貢獻された井上・岩村の両校長先生の略歴

井上令照先生

先生は島根県の人、若冠にして東都に來遊せられ明治七年八月本校に來任せらる當時本校草創の際にして長徳寺を仮教場となし以て生徒の教養をなせしなり先生の心労蓋し大なるべし。

明治九年埼玉県に出向せられしも同十七年再び本校に來任せられ校長心得として在勤を命ぜられ日夜精勵其職に努めらる同二十五年三月當事者と相謀り高等科（修業年限四ヶ年）を併置し同年二月訓導兼校長に任せられ父兄の信頼日に篤きを加へたり村有志相謀り居地を卜して之を先生に贈る洵に所以ある哉。

明治三十四年小学校令の実施に當り校舎の増築をなし面目を一新して大に劃策せらるる所ありしが翌三十五年三月本郡霞小学校に転任せらるるの止むなきに至れり。

翌三十六年十二月復た聘せられて本校訓導となり時の校長岩村盛彰氏を補佐して懇切熱心或は教務に或は処務に終始斯道の改善に努め大に首座教員の実績を挙げられしが四十三年三月遂に病を得て職を退かれしは誠に惜しみても余りあることなりと謂うべし。

先生生涯の大半を本村の育英に捧げられしを以て本村の風紀村民の氣質先生のそれに類似する者甚だ多し先生の徳それ高きかな本校同窓会員等恩師の像を茲に掲げ永く其記念となさんとす。

岩村盛彰先生

先生は青梅町大字日向和田の人明治二十五年十一月神奈川県師範學校を卒業せらるや直に本郡青梅尋常高等小学校に奉職せられ滿十一ヶ年勤続に及ぶ越えて明治三十六年十二月に至り本校訓導兼校長として赴任せらる當時は本校は不幸にして校運甚だ振わず村有志等大に之を慨き之が改良を謀らんには郡内有数の良訓導を聘するに如かずとなし官

に請ひ以て先生を聘す温厚にして堅実なる先生の性格は幾何もなくして能く部下及び児童を感化し校地整然次第に隆昌の域に進めり。

然れども校舎は明治初年の建築に係り敷地狹隘にして加ふるに位置及び構造共に不良なりしかば徐々移転新築を企劃して当事者に謀りたるに挙村亦其議に賛し遂に明治四十二年三月現校の建設を完成するに至れり。

先生また常に青年の誘導啓発に努めて其風教の改善を図り補習教育の面目を一新せしめたる如き実に先生が実践躬行其範を示したるの徳に依るものといふべし。

明治四十二年三月三十一日青梅小学校訓導兼校長に聘せらる村民一同深く之を惜むと雖官の命ずる所如何ともすべからず本校同窓会員等亦敬慕の念止む能はず記念として先生の像を茲に掲げ永くその恩恵を偲ぶの料たらしめんとす。

明治・大正年間の就学不就学義務修了者累年表

年次	尋常科	高等科	男女計	就学歩合	不就学
三六	二二〇	六九	二八九	九六、五一	一三
三七	二一三	七七	二九〇	九六、五五	一三
三八	二一〇	七九	二九〇	九七、一〇	一一
三九	二〇六	九二	二九八	九七、三九	一一
四〇	一九七	一〇八	三〇五	九七、五二	一〇
四一	三〇〇	四〇	三四〇	九八、二七	一〇
四二	三〇〇	四〇	三四〇	九九、〇二	七
四三	三二九	三七	三六一	九九、三〇	四
四四	三四〇	三五	三七五	九七、六七	一〇

年次	尋常科	高等科	男女計	就学歩合	不就学
四五	三三五	三四	三六九	九六、二二	一五
四六	三二八	三〇	三五八	九二、一三	二八
四七	三三二	三九	三七一	九二、六一	三三
四八	三四二	五五	三九八	九三、九九	二八
四九	三四二	五一	三九三	九四、六二	二五
五〇	三五四	五三	四〇七	九五、三八	二二
五一	三七一	四八	四一九	九八、九四	二二
五二	三九八	四二	四四〇	九九、五五	一〇
五三	四三三	三七	四七〇	九七、六一	一〇
五四	四三三	三七	四七〇	九七、六一	一〇
五五	四三三	三七	四七〇	九七、六一	一〇
五六	四三三	三七	四七〇	九七、六一	一〇
五七	四三三	三七	四七〇	九七、六一	一〇

明治三十六年前の学令簿については、入校および退校等もまちまちで整理に困難なるも、概況を述べれば次の通りである。

年次	尋常科	高等科	男女計	就学歩合	不就学
一〇	四二六	七八	五〇四	九七、 九七、 九〇	一四
一一	四五三	七六	五二八	九七、 九八、 一三	一二
一二	四七三	八一	五五四	九八、 九八、 二六	一〇
一三	五〇六	七六	五七八	九七、 九八、 九六	一〇
一四	五一二	七二	五八四	九七、 九八、 九六	一三

年次	計	男	女	途中入校者	退校者
一〇	三七	一六	二一	一四	二四
一一	四〇	二二	一八	三〇	二六
一二	三三	一六	一七	二七	二三
一三	二八	一一	一七	二四	一一
一四	四六	二〇	二六	四〇	一九
一五	三三	一九	一三	二六	一〇
一六	四四	二〇	二四	三〇	一四
一七	四〇	二一	一九	二〇	一八
一八	三六	一九	一七	二二	一四
一九	三六	一九	一五	二二	一四
二〇	三六	一九	一五	二二	一四

明治十年生れから十八年生れまでは入校の月日は自由のようである。三月・四月・五月・六月・十一月・十二月等の入学者が多い。

明治二十年以降の退校者については、不明のようである。漸次減少してきたのではないかと思われる。入校についても、二十一年や二十四年は寧ろ不明という方が妥当ではないかと思われる。

明治三十六年以降は現況と大差もない程すばらしい就学率にいまさら驚いた。

次に挙げる「学事書類」を見ると、七十年前の福生の教育が手にとるように窺い知ることができ、大変参考になると思う。と同時に書類の整備、保管法等も十全を尽すべきと考えさせられた。

明治二十四年以降の「学事書類」を見ると

二一	三四	二三	一一	不明	不明
二二	四九	二三	二六	不明	不明
二三	五五	三二	二二	一六	不明
二四	三八	一六	二二	不明	不明

申 請 書

今般小学校令実施に關し本年本県令第十七号小学校設備規則に基き当組合福生村尋常東多摩小学校左之通り設備致し度候に付御許可被成下度此段及申請候也

西多摩郡福生村外一ヶ村組合

明治二十五年四月十九日 村長田村平左衛門

西多摩郡長 村上佳景殿

一、尋常小学校教科修業の年限 四ヶ年間

一、該尋常小学校通学区区域内学令児童全数

一五二人 男七七人 女七五人

一、現に在学せる該尋常小学校児童全数

一〇六人 男六九人 女三七人

一、尋常小学校學級の編制 二級

一、尋常科教室の間取坪数五十八坪年間取三間略図別紙に記載す

一、尋常科に属する重要な書籍及教授用器械目録

・ 書 籍

日本読本初歩一、二 日本読本自一新、至六撰 小学習字帖自卷一、至卷八 小学球筆書

・ 器 械

黒板 十枚 教授用大算盤 三面

一、尋常科教員の人員及予定の月俸額並に其他経費年額

人員三人 月俸拾円 二人 五円 一人

経費年額 金三拾円也

また、当時の休業日について

一、一月十四日より十七日まで慣行の休日

一、三月三日、四日 旧慣の節句

一、五月五日 旧慣の節句

一、八月一日より二十一日まで農繁休業

一、九月一日 秋祭 十九日 鎮守祭

・明治二十五年四月三十日付の福生村立東多摩小学校始業終業時限開申によると

一、午前八時始め午後二時終り（五月一日～六月三十日・九月十一日～十月三十一日）

一、午前七時始め十二時終り 七月一日～九月十日

一、午前九時始め午後三時終り 十一月一日～四月三十日となっている。

・また、当時の福生村小学校参観規則というものがある。

第一条 参観せんと欲するものは先ず其旨を通すべし而して校長又は主席教員の許諾を受くべし

第二条 参観に必要な物件の外、総て教場に携入るべからず

第三条 其課業未だ終らざる間は、徒らに其席を離なれ或は質問をなす可からず

第四条 教場に於て喫煙・談話・疾走等の如き総て教場を汚し教授を害する行為態度ある可からず

第五条 凡て此規則に依らざる者は參觀を禁し、或は退場せしむる事あるべし

訓令甲第一七号

町役場

小学校祝日・大祭日の儀式に用ゆる歌詞及楽譜は、追て規定相成候時期迄、左の歌詞及楽譜を仮用せしむべし。但文部省音楽取調掛編纂に係る小学唱歌集初篇（君が代）同書第二編（栄く御代）（五日の風）（大平の曲）同書第三篇（祝へ吾君を）（治る御代）及東京音楽学校編纂に係る中等唱歌集（君が代）の歌詞及楽譜は祝日・大祭日儀式執行の際便宜仮用せしむるも妨げなし。

明治二十五年五月二日

神奈川県西多摩郡長村上佳景

○祝日大祭日歌詞及楽譜

一月一日—君が代の初春 東京音楽学校編纂中等唱歌集

元始祭日

天津日嗣

文部省音楽取調掛編纂小学唱歌集第二編

神武天皇祭日

紀元節—東京音楽学校編纂中等唱歌集

新嘗祭日—瑞穂 文部省音楽取調掛編纂小学唱歌集第一篇

神嘗祭—瑞穂（歌詞中新嘗の新を神と修正す）同上

天長節—我大君

同上 幼稚園唱歌集

天長節 東京音楽学校編纂中等唱歌集

・さて次に 西学第二〇八一号

西多摩郡福生村外一ヶ村組合

其組合内二の尋常小学校に関する負担を小学校令第三十条第二項により之を分画して左の二区となさんとす

尋常東多摩小学校

右福生村負担

尋常熊川小学校

右熊川村負担

右小学校令第三十条第三項により諮問す

明治二十五年七月二日

神奈川県西多摩郡長村上佳景

七月六日に郡長に上申書を提出七月二十三日尋常東多摩小学校は福生村負担 尋常熊川小学校は熊川村負担とそれぞれ指定された。昭和十五年の町村合併まで四十八年の長きに亘って上記のことが行われ、福生村、熊川村とそれぞれ特色ある学校経営が行われた。

・尋常小学校・高等小学校併置之儀伺

西多摩郡福生村々立東多摩小学校

一、設置の目的

当村内の子女にして尋常小学科を卒へたる者、高等小学校の教科を授くるを以て目的とす。

一、名称

福生村々立尋常高等東多摩小学校と称す

一、位 置

西多摩郡福生村字加美第一、二一〇番地

一、敷地及建物

整地坪数四百坪 本校所有地建物 木造皮葺二階家建坪一一〇坪五合内三六坪二合五勺二階、但し本校所有

一、教 則

本県規定の通り

一、校 則

同上

一、修業年限

尋常小学校高等小学校両教科各四年

一、尋常小学校通学区域内学令児童の全数

男一四五人 女一五五人

一、現に在学尋常小学校同上児童の全数

男六九人 女三七人

一、高等小学校の教科へ入学を許すべき児童の全数

男四〇人 女二〇人

一、学級の編制

尋常科 二學級

高等科 單 級

一、教員の人員及俸給額

尋常科

人員本科正教員男一人

俸給年額金一二〇円也

同 上 一人

俸給年額金一二〇円

準教員男一人

俸給年額六〇円

高等科

人員本科正教員男一人

俸給年額金一八〇円也

準教員男一人

俸給年額金六〇円也

一、經費の收入支出の概算

尋常科の部

収 入

年額金三三〇円

内

金一四五円也 生徒授業料

但し生徒一人年額平均一円二〇銭

金一八五円 村費負担

支出

年額金三三〇円也

内

金三〇〇円也 教員給料

金五円也 小使給料

金五円也 諸給与

金一〇円也 書籍器械費及備附品費

金二円五〇銭也 消耗品費

金二円五〇銭也 雑費

金五円也 修繕費

高等科の部

収入

年額金二七〇円

内

金一〇八円也

生徒授業料

但し一人年額平均一円八〇銭

金一六二円也

村費負担

支出

年額金二七〇円也

内

金二四〇円

教員給料

金五円也

諸給与

金五円也

書籍器械費

金一〇円也

博物標本購入費用予算

金五円也

消耗品費

金五円也

雜費

収入総額金六〇〇円也

支出総額金六〇〇円也

収支差引残金なし

一、書籍教授器械

別紙目録の通り

西多摩郡福生村尋常東多摩小学校・高等小学校の教科併置仕度村会の決議を以て此段相同候也

西多摩郡福生村

明治二十五年六月二十八日 村長 田村平左衛門

神奈川県知事内海忠勝殿

西多摩郡東多摩小学校所有書籍器械目録

尋常科目

種 目	摘 要	個 数	問 答		
説 本	日本読本初歩	一〇二冊	同	神奈川県地理小誌	一部
同	日本読本	一〇六冊	同	小学校用地誌	一〇四冊
習 字	新撰小学習字帳	一〇八冊	同	小学校用歴史	一〇四冊
算 術	小学球算書	一部	同	新撰理科書	一上〇四下四冊
器 械	黑板	十枚	画 本	小学習画帖	全部
同	教授用大算盤	三面	同	幾何画法	前編後編 二冊
高等科目			同	自在画	一〇六冊
讀 本	高等小学読本	一〇八冊	修身用書	修身說話	一〇八冊
習 字	新撰小学習字帖	九〇一六冊	器 械	黑板	十枚
算 術	小学暗算書	一部	同	画 鈴	五十組
同	小学筆算教授書	一〇八冊	同	球 竿	三十本
			同	小学物理化学器械	一組

器 械	地球儀	一個	同	外国地図	二軸
図 画	日本地図	二軸	同	本県地図	一軸

当時の状況を聞くべく明治十六年二月八日生れの高崎弥一翁を訪れた。翁は十五年生であるといわれ、井上久右衛門翁と同期とのことである。東多摩校は宮本神主さんの処にあったこと、高等科の同期生は八、九人おったろうかとのこと早速調べると十一人おった。二階建て教員住宅が校舎の中にあったこと、高等科を卒業してから同校で補習生として学び傍ら子供達を教えておられたとのことである。「当時運動会をしましたか。」という質問に対して「柳山で石などをとって整地してなされた。」とのことである。また「亜鈴・球竿が大変盛んであった。」とのことである。

「亜鈴・球竿とは何ですか。」という質問に対して「体操の時使う鉄製の器具です。」とのことである。早速百科辞典を引くと「両端が球形となり、中程が細く、常に対になっていて、両手に一つずつ持って体操する。」と出ていた。

球竿も同様に辞典によると「体操器械の一種で、木製の長い棒の両端に球を付けたもので長さは人によって異なる。これを持って行う体操を球竿体操といい、姿勢を矯正し胸郭を拡張し、且、左右両臂相関の運動をなすのを特徴とする。」と記されてあった。

「学芸会、展覧会はどうでした。」という質問に対して、

「そんなものはありませんでした。」とのことであった。

「そのころで覚えている先生は」という質問に「井上令照先生です。」とのことである。

「先生は威厳のある方で、出雲の出身で、奥様は長徳寺に近辺の女子を集めてお裁縫や礼儀、作法等を教えておられました。」と奥様がお応えになられた。

福生村の学令児童調査簿の一番から一〇〇番までの方について、四年生の小学校課程を終えられた方は五十八名、

高等に入学された方は四十四名、家事手伝い等のため途中退学され高等科を卒業された方は、二十一名ということになっている。二百一番から三百番の間に免除と朱書されてある方が十二人あるのを見ると一番から百番の間にも免除を適用される方も約一割位はあったように思われる。

明治二十五年十二月十三日受の公文書はコンニャク版の厳としたもので、左記のようなものが残っている。この時分から、内外とも学校らしくなってきたのではないかと考えられる。従って明治十年前後は寺小屋にちょっと毛が生えた程度で二十五年以後になって現在の学校に類似するものが相当発見される。

西学第三三四八号

左に記載の件は已に夫々着手用意相成居候儀には有之候へども此際整頓処理有之度為念此段申入候也 西多摩郡役所

明治二十五年十二月十二日

福生村外一ヶ村組合村長田村平左衛門殿

一、学令調査簿及就学告知 (本年県令第十八号就学規則第一条)

明治二十五年四月一日より二十六年三月三十一日迄に学令に達する児童を調査し就学告知書を発する件

一、就学猶予及免除等 (同上第四条)

就学告知書を発し猶予又は免除の申立ありたる時、処分の件

一、児童欠席の処分 (同上第十三条)

学校長又は首席教員より児童の欠席を報告したる時処分の件

一、学令児童数の報告

町村長に於て学年始より三ヶ月以内（四月一日より三月末日まで）に就学規則第十五条の各項を監督官庁に報告の件
西学第三三四九号

左に抜書の件は小学校に於て規定又備付を為すべき必要件の処、若し未だ之を了せざる向有之候とは教員服務上大に不都合に有之候旨其筋より注意の次第も有之に付為念入候条此際速に整頓候様学校長又は首席教員へ伝達可有之此段申入候也

明治二十五年十二月十二日 西多摩郡役所

福生村外一ヶ村終合村長田村平左衛門殿

一、教授細目及日課（本県教則第二十二条）

一、教授週録（同 第二十三条）

一、児童訓練上に関する表簿（同第二十八条）

一、家庭と気脈を通ずるの方法（同上）

一、平素の学業及行状の調査方法（同 第二十九条）

一、小学校教育に関する現行法令 但し本項は役場の注意を要す（設備規則第七条）

一、校具目録（設備規則第八条）

一、欠席児童の督促及報告（就学等規則第十二条）

一、学籍簿、出席簿、出勤簿（帳簿規程）

次に休業日が、現行のものと大変類似してきたのは、明治三十年頃であるということが次の公文によって解る。

福発甲第一四四号